

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 大台町社会福祉協議会

○基本方針○

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することが重要です。

地域福祉活動の充実のために平成29年度は行政と協働して生活支援コーディネーターの設置により、地域の高齢者の介護予防に対する意識の改革と予防事業に自らが参加するような行動へ働きかけを実施します。

また、高齢者の各種相談業務に対応するために高齢者相談支援事業を実施していきます。

これまで大台町社会福祉協議会では、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ手助け等の助け合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、ホームヘルプサービスや配食サービス等の在宅福祉サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根ざした地域福祉の実践を進めてきました。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

地域の社会福祉法人・福祉施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめとした社会福祉関係者がともに協働、連携し、これら地域福祉の推進役としての役割を果たしていきたいと考えています。

大台町社会福祉協議会は、福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行い、提供するサービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、次の原則をふまえ地域の特性を生かした活動をすすめていきます。

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめていきます。
- (2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめていきます。
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民のニーズ、地域の福祉課題に対応して開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめていきます。
- (4) 公私の社会福祉および保健・医療・教育・労働の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめていきます。
- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめていきます。

平成29年度の事業推進に当たっては、町全域できめ細かい福祉サービスを提供できるよう、又サービスの低下を招かないことと合わせ、町総合計画の推進のために、社会福祉協議会としての役割を果たすべく、これまで同様に地域福祉の推進をする組織として、関係機関との協働体制を重視しながら、取り組んできた事業を引き続き展開していくなかで、地域住民の方が、安心安全に生活できるようにするために、地域の課題、ニーズを把握していきます。

平成28年度から大台町が実施している、介護予防・日常生活支援総合事業について多くの事業を社会福祉協議会が実施させていただく中で、今後の住民の方の真の予防につながるようなサービス内容の実施につなげていきたいと考えています。

そんな中で、高齢者の方が自由に参加していただける場所として「ふれあいサロン笑楽」事業を4月から実施します。

防災面では南海、東南海地震の発生が言われているときから、災害対策の重要な取り組みとして、災害ボランティアセンターの役割がある社会福祉協議会としては、災害ボランティアコーディネーター連絡会を組織し19名のメンバーで28年度で12回の研修を実施し、災害時の活動がスムーズに実施できるようにしていきます。

また、介護保険外のサービスの実施のための事業化に向けて取り組むことと、ボランティアグループの組織化に向けて取り組みをいたします。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、町内の困窮者の自立支援に向けて県の相談支援センターと協力をしながら対応をしていきます。

地域福祉センターは経年劣化による施設の改修が必要となってきた部分もあり、町民の皆様が快適に利用できるよう、入浴施設の改修の検討を実施していきます。

町内の高齢者率も高く、団塊の世代が70歳近くになり、今後は介護認定者が増加し、在宅介護のニーズが増加する事が将来見込まれることから、訪問介護事業所の人的な充実が必要となってくると見込まれ、ホームヘルパーのニーズが増加する事が予想され、町と関係機関と協力しながらその養成を実施していきます。

また、高齢者配食サービスについては大台地区ではボランティアさんの協力を得て、月3回の実施をしていきます。

また、町から受託事業の就労支援B型事業所「ジグソー工房」の事業について、作業内容を検討し、売り上げの向上に努めます。

サービスの向上を目指し、職員の資質向上対策と致しまして、必要な職員研修を行うとともに、社会福祉協議会の事業の住民の皆さんに周知してゆく事業として、「社協まつり」として実施をしていきます。

このような事業を展開していく中で、町民の皆さんが住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるよう支援し、住民の皆さんと一緒に新たな地域コミュニティーの構築を目指していきます。

事業計画

- 1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (1) 理事会の開催
 - (2) 評議員会の開催
- 2、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (1) ボランティア活動助成
- 3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (1) 高齢者クラブ活動への助成
 - (2) 障害者福祉会への助成
 - (3) 手をつなぐ親の会への助成
 - (4) 母子寡婦福祉会への助成
 - (5) 遺族会への助成
 - (6) その他社会福祉団体への助成
 - (7) 日本赤十字社員増強・社資募集運動
 - (8) 機関紙の発行
- 4、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施
 - (1) 紙オムツ給付事業
 - (2) 日常生活自立支援事業
 - (3) 給食・配食サービス事業
 - (4) 小口資金貸付事業
 - (5) その他の事業
- 5、保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (1) 民生委員・児童委員協議会との連絡調整
- 6、共同募金事業への協力
 - (1) 共同募金・歳末たすけあい募金運動
- 7、福祉センター管理運営事業の実施
 - (1) 地域福祉センターの管理運営
 - (2) 宮川福祉センターの管理運営
 - (3) 一般浴開放の実施
- 8、地域包括支援センター職員派遣事業及び受託経営事業の実施
 - (1) 家族介護教室事業

(2) 家族介護者交流事業

(3) 高齢者相談支援事業

(4) 地域包括支援センター職員派遣事業

9、福祉用具・福祉車両貸与事業の実施

10、ジグソー工房の経営の実施

11、介護予防・生活支援サービス事業の実施

12、一般介護予防事業の実施

13、生活支援体制整備事業の実施

14、居宅介護支援事業の実施

15、老人デイサービス事業の実施

16、身体障がい者デイサービス事業の実施

17、知的障がい者デイサービス事業の実施

18、訪問介護事業の実施

19、身体・知的・精神障害者居宅介護等事業の実施

20、生活福祉資金貸付事業の実施

21、心配ごと相談事業の実施

22、地域福祉金庫貸付事業の実施

23、シルバー人材センター事業の実施

24、相談支援事業の実施

25、生活困窮者自立支援事業の実施

26、ふれあいサロン笑楽事業の実施

27、社協まつりの実施